

## 綾瀬市企業の立地促進等に伴う就業者転入奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市企業の立地促進等に関する条例（平成24年綾瀬市条例第9号。以下「条例」という。）第4条第1項第1号に規定する企業立地奨励金の適用を受けた企業に勤務する就業者のうち、本市以外に居住する者が定住の意思をもって転入することを支援するための奨励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 適用企業 条例第4条第1項第1号に規定する企業立地奨励金の適用を受けた企業をいう。
- (2) 転入 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録され、他の市町村等から本市に移り住むことをいう。
- (3) 就業者 適用企業に勤務する者のうち、雇用期間の定めのない常勤の者で、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する雇用保険の被保険者で、同法第9条第1項に規定する確認を受けた者をいう。ただし、同一の世帯で2人以上の就業者がいる場合は1人とする。
- (4) 住宅の取得 就業者自ら居住の用に供する住宅を新築若しくは購入することをいう。

### (支援認定企業の申請等)

第3条 この要綱に規定する就業者の転入支援を受けようとする適用企業は、企業立地奨励金の決定を受けた日から起算して30日以内に企業立地促進等に伴う就業者転入支援認定企業申請書（第1号様式）に綾瀬市企業の立地促進等に関する条例施行規則（平成24年綾瀬市規則第7号）第11条第1号に規定する企業立地促進等事業企業立地奨励措置決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、速やかに企業立地促進等に伴う就業者転入支援認定企業通知書（第2号様式）により、通知するものとする。
- 3 前項に規定する通知を受けた適用企業（以下「支援認定企業」という。）の認定期

間は、認定日から3年間（以下「有効期間」という。）とする。

（奨励金対象者）

第4条 奨励金の交付を受けることができる就業者は、有効期間に次に掲げるいずれかの要件を満たす者であって、住宅を取得した日の直後の地方税法（昭和25年法律第226号）第359条に規定する固定資産税の賦課期日（以下「基準日」という。）まで引き続き当該住宅に居住しなければならない。

- (1) 転入する就業者が新たに本市内に住宅を取得する者
- (2) 転入時に賃貸住宅、社宅等に居住した就業者のうち、新たに本市内に居住する住宅を取得する者

2 前項に規定する就業者は、綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第4号に掲げる暴力団員等でない者とする。

（奨励金の額）

第5条 奨励金の額は20万円とする。

（奨励金の申請）

第6条 奨励金の交付を受けようとする就業者（以下「申請者」という。）は、当該住宅を取得した日の直後の基準日から1月31日までの間に企業立地促進等に伴う就業者転入奨励金交付申請書（第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 支援認定企業の就業者であることを証するもの
- (2) 建物に係る契約書の写し
- (3) 登記事項証明書の写し
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（奨励金の決定通知）

第7条 市長は、前条の規定により奨励金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、企業立地促進等に伴う就業者転入奨励金交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知し、かつ、企業立地促進等に伴う就業者転入奨励金交付決定者名簿（第5号様式）に登録するものとする。

（奨励金の交付請求）

第 8 条 奨励金の交付決定を受けた申請者は、決定通知を受理した日から起算して、30 日以内に企業立地促進等に伴う就業者転入奨励金請求書（第 6 号様式）に前条に規定する企業立地促進等に伴う就業者転入奨励金交付決定通知書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

（奨励金の返還）

第 9 条 市長は、前条の規定により奨励金の交付を受けた申請者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付の取り消し、奨励金の返還を命じることができる。

- (1) 受給者が提出した書類に偽りその他不正があったとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めたとき。

（委任）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の綾瀬市企業の立地促進等に伴う就業者転入奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に綾瀬市企業の立地促進等に関する条例（平成 24 年綾瀬市条例第 9 号）の規定に基づく事業計画が提出された場合について適用し、同日前に同条例の規定に基づく事業計画が提出された場合については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用

することができる。

第 1 号様式（第 3 条関係）

企業立地促進等に伴う就業者転入支援認定企業申請書

年 月 日

（宛名）綾瀬市長

申請者 所 在 地  
名 称  
代 表 者  
担当者所属・氏名

綾瀬市企業立地促進等に伴う就業者転入奨励金交付要綱第 3 条第 1 項の規定により、申請します。

立地年月日	年 月 日
立地の場所	綾瀬市
就業者数	綾瀬市在住者 名   綾瀬市在住以外の者 名
添付書類	企業立地促進等事業企業立地奨励措置決定通知書の写し

第2号様式(第3条関係)

企業立地促進等に伴う就業者転入支援認定企業通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のあった企業立地促進等に伴う就業者転入支援に係る認定企業について、綾瀬市企業立地促進等に伴う就業者転入奨励金交付要綱第3条第2項の規定により、次のとおり認定したので通知します。

認定企業名	
立地の場所	綾瀬市
認定期間	認定日( 年 月 日)から3年間

第3号様式（第6条関係）

企業立地促進等に伴う就業者転入奨励金交付申請書

年 月 日

（宛名）綾瀬市長

住 所

氏 名

綾瀬市企業立地促進等に伴う就業者転入奨励金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて奨励金の交付を申請します。

また、市が申請内容の審査に必要な住民基本台帳の閲覧及び綾瀬市暴力団排除条例第8条の規定に基づく排除措置の対象となるか否かを神奈川県警察本部に照会することについて、同意します。

就業先（会社名）	
転入年月日	年 月 日
転入前の住所	
住宅の所在地	綾瀬市
入居日	年 月 日
添付書類	1 支援認定企業の就業者であることを証する書類 2 建物に係る契約書の写し 3 登記事項証明書の写し 4 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証の写し

第4号様式(第7条関係)

企業立地促進等に伴う就業者転入奨励金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のあった企業立地促進等に伴う就業者転入奨励金については、綾瀬市企業立地促進等に伴う就業者転入奨励金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付決定したので通知します。

奨励金交付決定額	円
特記事項	次のいずれかに該当すると認めるときは、決定の取り消し、奨励金の返還を命ずることがあります。 1 提出した書類に偽りその他不正があったとき。 2 その他市長が適当でないとき。



第6号様式（第8条関係）

企業立地促進等に伴う就業者転入奨励金交付請求書

年 月 日

（宛名）綾瀬市長

住 所

氏 名

綾瀬市企業立地促進等に伴う就業者転入奨励金交付要綱第8条の規定により、次のとおり奨励金の交付を請求します。

1 奨励金の交付 決定通知日	年 月 日			
2 交付請求額	円			
3 添付書類	企業立地促進等に伴う就業者転入奨励金交付決定通知書の写し			
4 口座	フリガナ			
	口座名義人			
	金融機関コード			
	金融機関名		支店名	
	預金種目		口座番号	